

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和8年3月26日

刈谷市監査委員 渡 部 亨

刈谷市監査委員 伊 藤 愛 恵

## 工事監査の結果

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、刈谷市監査基準に準拠して実施する監査

### 第2 監査の概要

#### 1 目的

刈谷市が施工する工事について、設計、積算、施工等の各段階において、適正に行われているか、また問題点、改善策などについて、専門的知識を有する者に調査依頼し監査を行い、今後の工事施工の参考とする。

#### 2 対象

- (1) 工事名 準用河川草野川改修工事（調整池築造）（週休2日）
- (2) 部課等名 水資源部 雨水対策課

#### 3 期間

- (1) 監査期間 令和7年10月3日（金）～令和8年3月26日（木）
- (2) 実地検査日 令和8年1月14日（水）

#### 4 方法

工事の計画、設計、積算、施工等について、事前に審査書類の提出を求め書類調査、所管課に対する質疑応答及び実地調査により実施した。

なお、実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託を締結し、技術士の派遣を求め監査した。

### 第3 監査の結果

各事務等は、法令等に適合し、工事目的に沿っておおむね適正に行われていると認められた。